

墜落制止用器具(フルハーネス型)改正等のポイント

1月2日以降、旧規格安全帯の使用はできません!
旧規格品の使用期限は2022年1月1日まで

参考:「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf) を加工して作成

1 「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に変更

胴ベルト型(U字つり)は墜落を制止する機能がないことから使用は認められません。

安全帯	→	墜落制止用器具
胴ベルト型(一本つり)	○	胴ベルト型(一本つり)
胴ベルト型(U字つり)	×	×
ハーネス型(一本つり)	○	ハーネス型(一本つり)

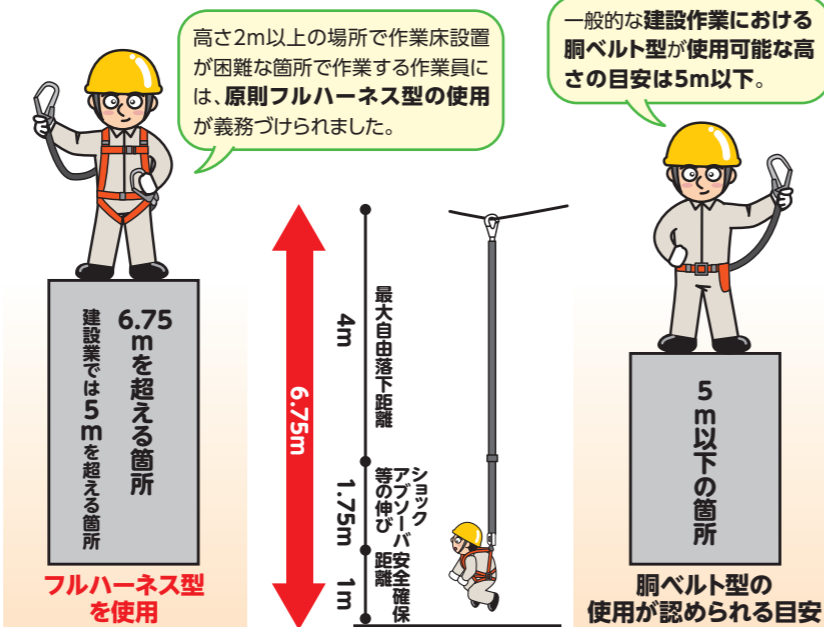
3 「安全衛生特別教育」が必要

以下の業務を行う労働者は、特別教育を受けなければなりません。

高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務

2 「フルハーネス型」を使用することが原則となります

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



参考:「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf) を加工して作成

墜落制止用器具の選定について

要件1

6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

要件2

使用可能な最大重量に耐える器具を選定

85kg用

100kg用が適切な者

要件3

ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

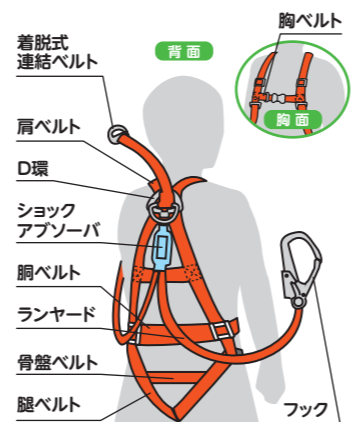
腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行う場合

第一種 ショックアブソーバ

足下にフック等を掛けて作業を行う場合

第二種 ショックアブソーバ

各部名称



豆知識 全国的によく見かけるイチョウですが、「生きた化石」と言われているのをご存知でしょうか?約2億年前(恐竜のいた時代よりも前)にはたくさんの種類が分布していたと考えられています。しかしその後、氷河期など様々な気候変動においてほとんどが絶滅し、現在確認できる「原種」は中国で生き残った1種のみ。国際自然保護連合のレッドリストの絶滅危惧種にも指定されています。

Rentalsのニッケン
ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

Rentalsのニッケン 検索 **メルマガ配信中!**

安全ニュースのご活用について
安全ニュースの制作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。

- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複写・複製・貸貸・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

Rentalsのニッケン
公式 Twitter はじめました!!

フォロー宜しくお願ひします!

Rentalsのニッケン -Safety News- 安全ニュース

2021年 10月号 NO. 238
株式会社 Rentalsのニッケン
編集・発行 安全技術部 / 営業企画部
お問い合わせ TEL.03-5512-7411
発行日 2021年10月1日



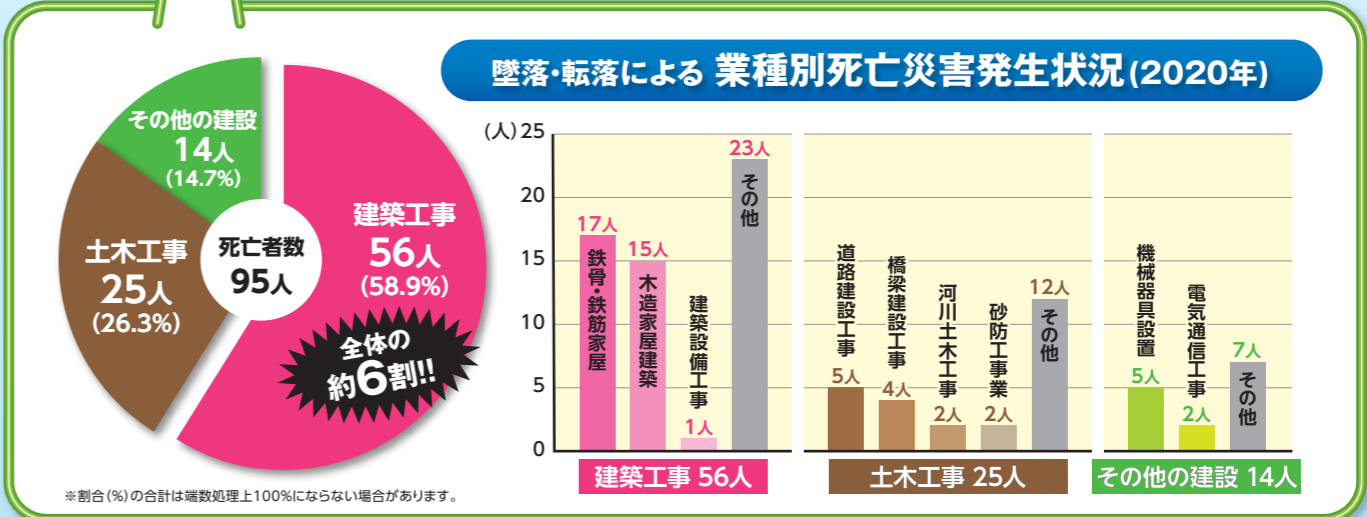
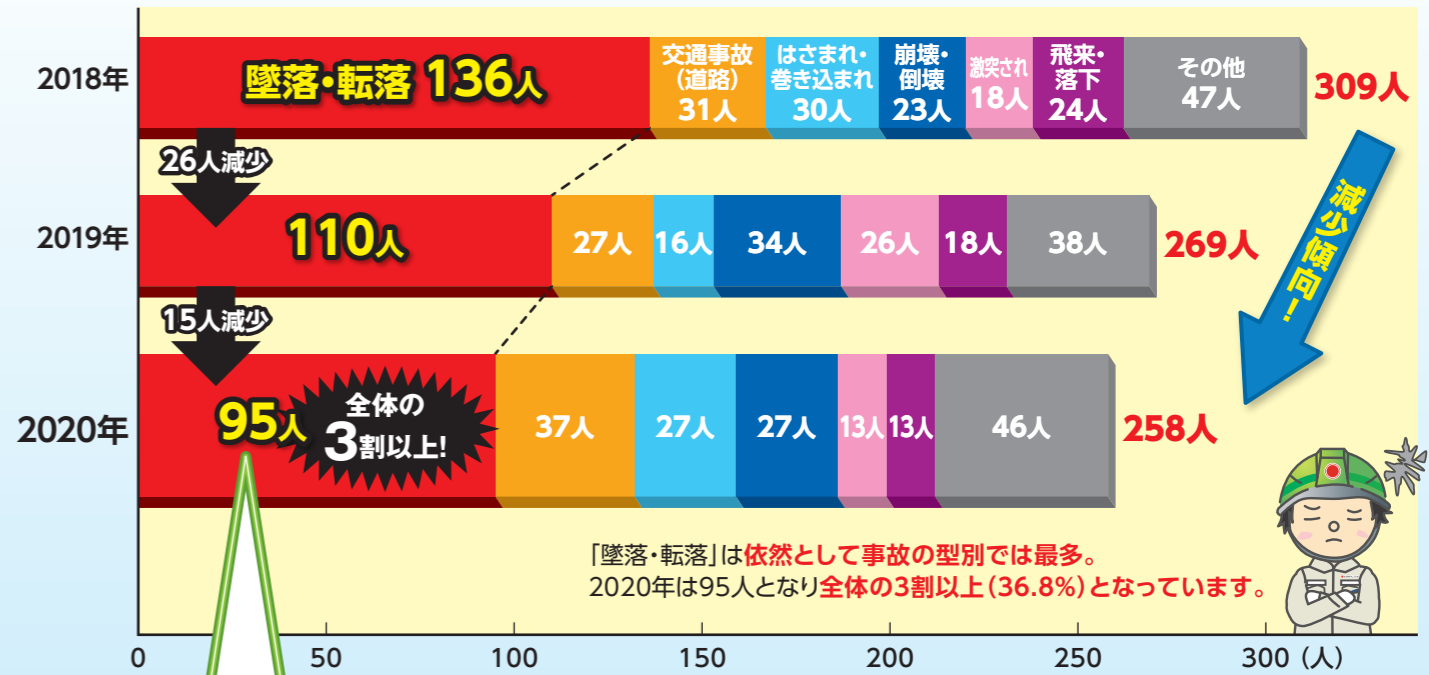
特集 【三大災害】墜落・転落

- 建設業における死亡災害発生状況
- 墜落制止用器具(フルハーネス型)改正等のポイント
- 墜落・転落災害例と防止対策例

2021年 11月号の予告
土曜の日

参考:「労働災害統計」(厚生労働省) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm) を加工して作成

建設業における死亡災害発生状況



今月のベからず 作業床の手すりを取り外すべからず

作業床の手すりを取り外しての作業は大変危険ですので、絶対に行わないでください。

注意! 1. 手すりを外して作業をすると、物の落下や作業者の転落事故などにつながりますので絶対に取り外さないでください。
2. 作業床に積んだ荷物などを落下させると、機械の周辺で作業している人や物に当たって重大事故につながる恐れがありますので、作業床の整理整頓・落下防止を心掛けてください。

★ ホームページにも掲載しております!是非ご覧ください。★

墜落・転落災害例と防止対策例

ここでは、墜落・転落災害例とその防止対策例をご紹介します。まずは災害例をご確認いただき、防止対策の立案にお役立てください。

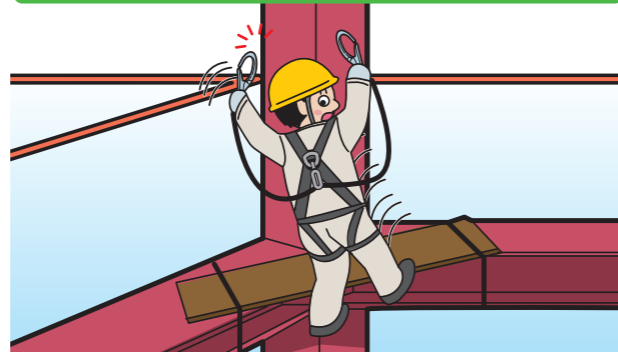
災害例1 鉄骨足場からの墜落・転落

墜落制止用器具を使用せず墜落



つい楽すると「墜落」する!

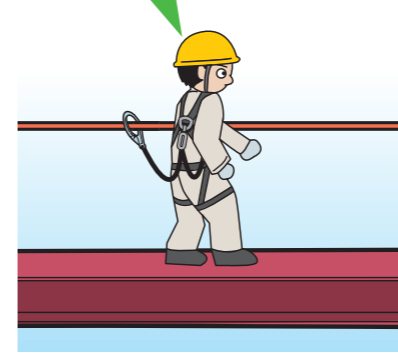
コーナー箇所では墜落制止用器具のフックを掛ける手順を誤り墜落



左側でご紹介した墜落・転落災害を防止するため、以下のような対策を実施しましょう!

災害例1 防止対策 鉄骨足場からの墜落・転落

墜落制止用器具の使用を徹底する



コーナー箇所では片方のフックを親綱に掛けてから…



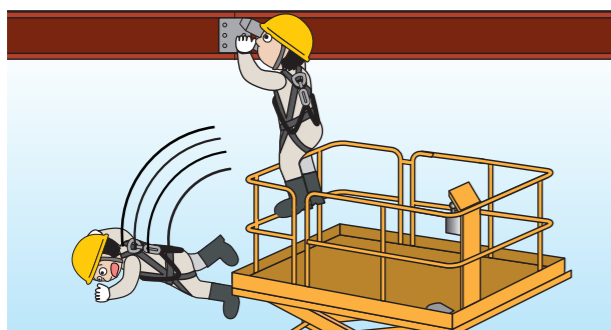
後ろのフックを外す



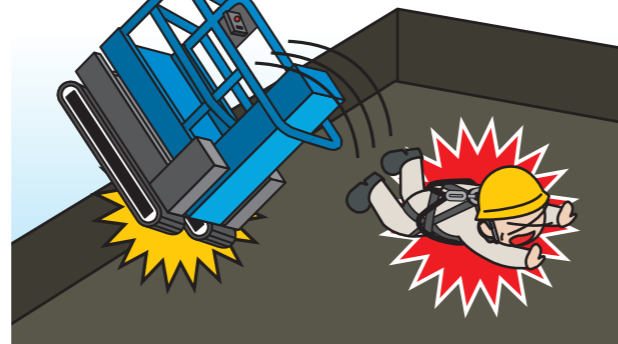
安全の呪文「掛けて、外す」

災害例2 高所作業車からの墜落・転落

高所作業車の手すりに乗って作業していたところバランスを崩し墜落

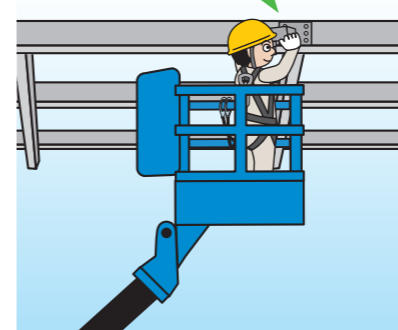


テーブルリフトの移動中に段差で転倒



災害例2 防止対策 高所作業車からの墜落・転落

作業を行う高さに適切な機械を使用する



誘導者を配置し、直ちに停止できる速度で走行する



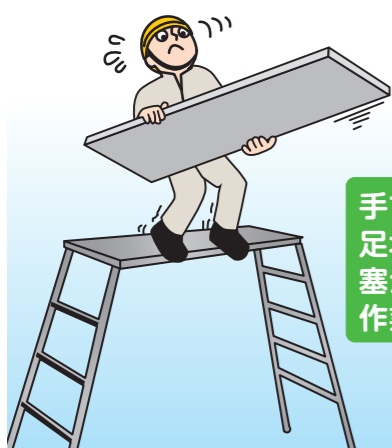
乗車前にも危険箇所の確認を!



段差部に、段差スロープを設置し、通行位置を明示する

進行方向に段差等の危険箇所が無い、指差し確認する

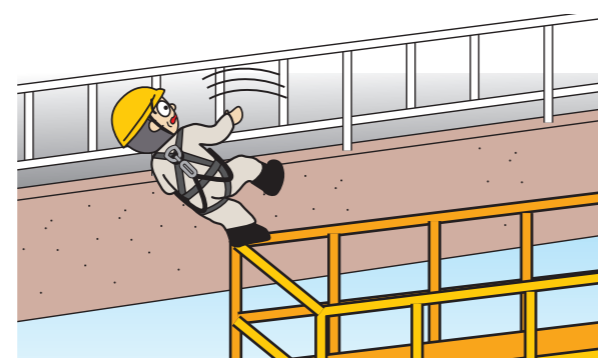
災害例3 可搬式作業台からの墜落・転落



手すりの無い足場で、両手が塞がれた状態で作業をして墜落

災害例4 橋梁建設工事現場での墜落・転落

作業車から橋梁に移ろうとして墜落



災害例3 防止対策 可搬式作業台からの墜落・転落



墜落の恐れのある場所では、手すり等の墜落防止措置を設ける。

災害例4 防止対策 橋梁建設工事現場での墜落・転落



墜落の恐れのある場所では、墜落制止用器具の使用を徹底する

・作業車からの乗り移りの禁止
・足場代わりにしない